## 公益社団法人米沢有為会特定費用準備資金等取扱規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米沢有為会(以下「この法人」という。)が、特定費用 準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資産の取扱いに関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 (平成19年内閣府令第68号。以下「施行規則」という。)第18条第1項本文に規定 する将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として 計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。)に 係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有す る財産を含む。)をいう。
  - (2) 特定資産取得・改良資金 施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
  - (3) 特定費用準備資金等 特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金をいう。

(原則)

第3条 特定費用準備資金等は、施行規則に従って取り扱う。

### 第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定準備資金の保有に係る理事会承認手続)

- 第5条 この法人が、特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、保有の目的となる将来の特定の活動毎に、当該資金の名称、当該活動の名称及び内容、計画期間、当該活動の実施予定時期並びに積立限度額及びその算定根拠を理事会に示し、理事会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、将来の特定の活動毎に、承認するものとする。
  - (1) 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
  - (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上の名称を付した特定資産として、 他の資産(他の特定費用準備資産を含む。)と明確に区分して管理する。

- **2** 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない
- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

## 第3章 特定資産取得·改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資産の保有に係る理事会承認手続)

- 第8条 この法人が、特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、対象となる資産毎に、当該資金の名称、対象となる資産の名称、当該資金の目的、計画期間、資産の取得又は改良等(以下「資産取得等」という。)の予定時期並びに資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を理事会に示し、理事会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、資産毎に承認するものとする。
  - (1) 当該資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
  - (2) 当該資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資産の管理・取崩し等)

- 第9条 特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録上の名称を付した特定資産 として、他の資産(他の特定資産取得・改良資金を含む。)と明確に区分して管理する。
- **2** 前項の資金については、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

- 第10条 次の各号に掲げる事項ついては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第21条の規定の例により、事務所における備置き及び閲覧等の措置を講ずる。
  - (1) 第3条第3項及び第9条第3項に規定する目的外の取崩しについての手続
  - (2) 特定費用準備資金にあっては、積立限度額及びその算定根拠
  - (3) 特定資産取得・改良資金にあっては、資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第11条 特定費用準備資金については、施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5 項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、施行規則第 22 条第 4 項において読み替えて準用する同規則第 18 条第 4 項及び第 5 項に基づき、経理処理を行う。

# 第5章 雑 則

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第13条 この規則の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則(平成24年6月30日 総会決議)

この規程は、本法人の設立の登記の日(平成25年7月1日)から施行する。